事 務 連 絡 令和 2 年 3 月 10 日

健康保険組合 御中

厚生労働省保険局保険課

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う保険料等の取扱いについて

健康保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う健康保険料の納期限の延長等の取扱いについて、下記のとおりお示しするため、運用に当たって、十分に御留意の上、適切に御対応いただきますようお願い申し上げます。

記

## 1 保険料の納期限の延長及び納付猶予の取扱いについて

健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)による保険料等の徴収金については、同法第 183 条の規定に基づき、国税徴収の例(※)により徴収することとされているところ、事業所に対する保険料の納期限の延長及び納付猶予については、新型コロナウイルス感染症により事業所に発生した状況に応じて、従前どおり、各保険者において、適切な措置を講じられたいこと。

また、任意継続被保険者(特例退職被保険者を含む。以下同じ。)に対する保険料の納期限については、同法第 164 条第 1 項の規定に定められ、同法第 38 条等の規定により、納付期日までに納付しなかった場合には、納付の遅延について正当な理由がある場合を除き、任意継続被保険者の資格を喪失すること等とされているところ、新型コロナウイルス感染症により任意継続被保険者に発生した状況に応じて、当該正当な理由があるものと認めることが可能であるため、各保険者において、適切な措置を講じられたいこと。なお、任意継続被保険者の保険料の前納については、健康保険法施行規則(大正15 年内務省令第 36 号)第 139 条第 1 項において、前納に係る期間の初月の前月末日までに払い込まなければならないとされていることに留意すること。

上記の措置を講ずる場合については、事業所等に対する周知徹底に努めていただきたいこと。

2 被保険者資格取得等の届出又は申出期間を経過した者の取扱いについて

健康保険法に基づく被保険者資格取得届、被保険者資格喪失届、被扶養者届、任意継続被保険者の申出等については、健康保険法施行規則(大正 15 年内務省令第 36 号)第 24 条第 1 項等の規定に基づき、当該事実があった日から一定の期限内に届出等を行うこととされているところ、今般の新型コロナウイルス感染症に関しては、その感染拡大を十分に防止することが求められていること等も踏まえ、届出の提出を窓口で受け付けている保険者については郵送による届出を積極的に活用する、やむを得ない理由が有る場合には届出の遅延を認めるなど、適切に対応いただきたいこと。

なお、窓口業務での対応が発生する場合には、「新型コロナウイルス感染症に対する医療保険関係事業者の対応について」(令和2年2月26日付け厚生労働省保険局事務連絡)の2(1)においてお示ししているとおり、被保険者証の発行など、迅速な処理が必要な業務については、遅滞なく行われるよう留意しつつ、感染拡大が生じないよう、受付時間の適切な設定、待合スペースの確保、職員のマスク着用等に留意すること。

## (※)参照条文

○ 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)抄

(災害等による期限の延長)

第十一条 国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長又は税関長は、災害その他やむを得ない理由により、国税に関する法律に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、その理由のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる。

## (納税の猶予の要件等)

第四十六条 税務署長(第四十三条第一項ただし書、第三項若しくは第四項又は第四十四条第一項(国税の徴収の所轄庁)の規定により税関長又は国税局長が国税の徴収を行う場合には、その税関長又は国税局長。以下この章において「税務署長等」という。)は、震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により納税者がその財産につき相当な損失を受けた場合において、その者がその損失を受けた日以後一年以内に納付すべき国税で次に掲げるものがあるときは、政令で定めるところにより、その災害のやんだ日から二月以内にされたその者の申請に基づき、その納期限(納税の告知がされていない源泉徴収による国税については、その法定納期限)から一年以内の期間(第三号に掲げる国税については、政令で定める期間)を限り、その国税の全部又は一部の納税を猶予することができる。

 $-\sim$  三 (略)

- 2 税務署長等は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合(前項の規定の適用を受ける場合を除く。)において、その該当する事実に基づき、納税者がその国税を一時に納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、納税者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納税を猶予することができる。同項の規定による納税の猶予をした場合において、同項の災害を受けたことにより、その猶予期間内に猶予をした金額を納付することができないと認めるときも、同様とする。
  - 一 納税者がその財産につき、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、又は 盗難にかかつたこと。
  - 二 納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したこと。
  - 三 納税者がその事業を廃止し、又は休止したこと。
  - 四 納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと。
  - 五 前各号のいずれかに該当する事実に類する事実があつたこと。
- $3 \sim 9$  (略)
- 国税徴収法 (昭和三十四年法律第百四十七号) 抄

(換価の猶予の要件等)

- 第百五十一条 税務署長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付すべき国税(国税通則法第四十六条第一項から第三項まで(納税の猶予の要件等)又は次条第一項の規定の適用を受けているものを除く。)につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年を超えることができない。
  - 一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。
  - 二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に 係る国税及び最近において納付すべきこととなる国税の徴収上有利であるとき。
- 2 (略)
- 第百五十一条の二 税務署長は、前条の規定によるほか、滞納者がその国税を一時に納付することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が納税について誠実な意思を有すると認められるときは、その国税の納期限(延納又は物納の許可の取消しがあつた場合には、その取消しに係る書面が発せられた日)から六月以内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付すべき国税(国税通則法第四十六条第一項から第三項まで(納税の猶予の要件等)の規定の適用を受けているものを除く。)につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2 · 3 (略)